

令和2年度 第4回 アイヌ政策推進交付金交付決定について
(交付決定日：令和2年9月30日)

1. 新規交付決定

(単位：千円)

市町村名	交付対象事業	交付決定額
北海道 えりも町	・猿留山道においてアイヌ語地名と地形を学ぶ散策及び学習交流会の開催 ・各生活館の改修等	16,082

2. 変更交付決定

(単位：千円)

市町村名	変更内容	増減額
北海道 旭川市	・アイヌ自身の手による、アイヌ文化を紹介する小冊子の作成等	1,020
北海道 登別市	・地元温泉街等で販売する商品包装に用いるアイヌ文様デザイン包装紙等の作成	1,771
北海道 余市町	・アイヌ文化の発信拠点施設の基本方針・策定のための検討業務	4,708
北海道 様似町	・「東蝦夷地シャマニ之景」の複製及びモバイルガイドの製作等	1,068

3. 市町村別交付決定額一覧

(単位：千円)

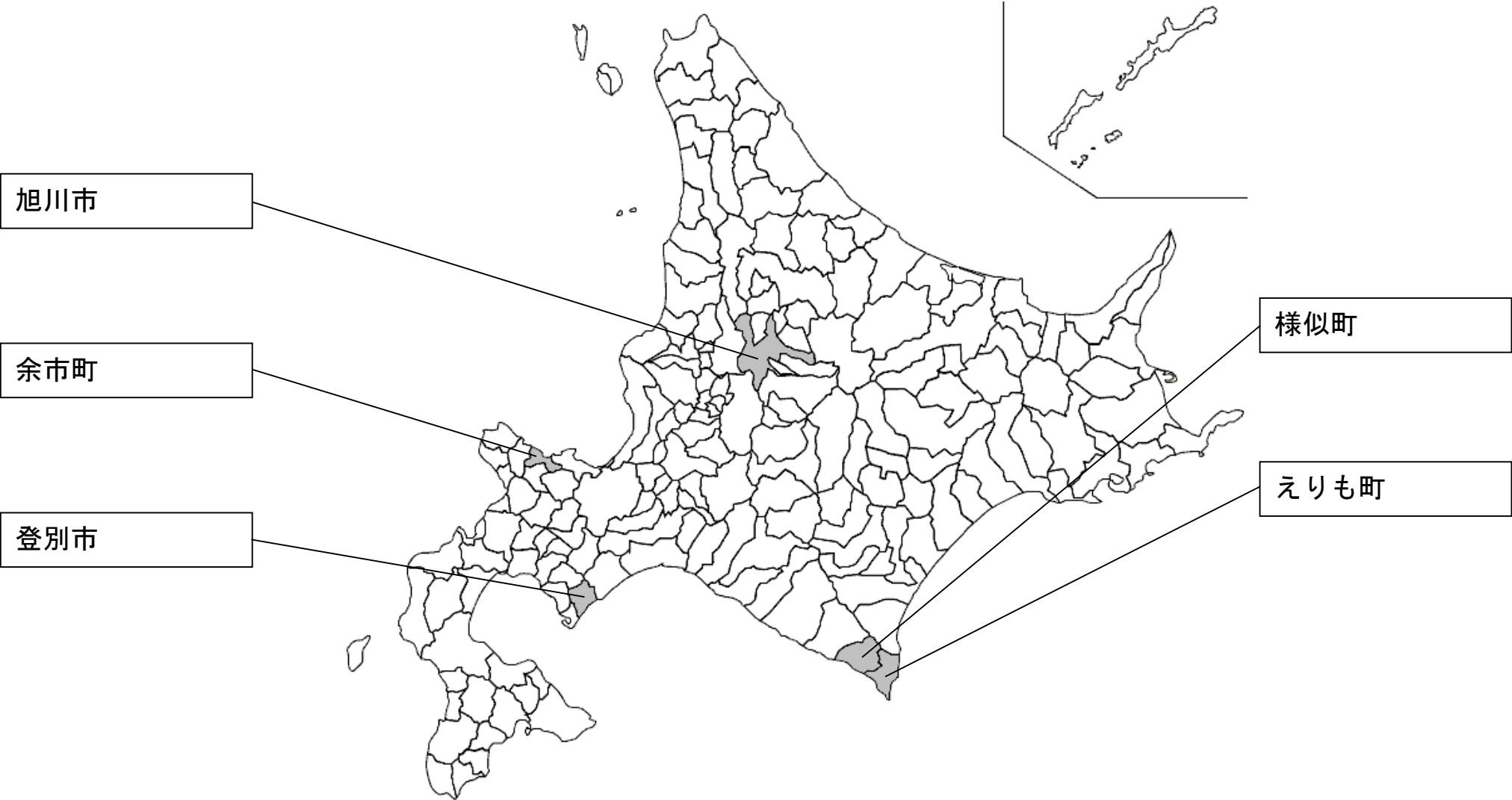
市町村名	既交付決定額	今回交付決定（増減）額	合計額
北海道札幌市	95,924	—	95,924
北海道旭川市	36,160	1,020	37,180
北海道室蘭市	51,934	—	51,934
北海道釧路市	197,480	—	197,480
北海道帯広市	3,852	—	3,852
北海道苫小牧市	5,060	—	5,060
北海道根室市	5,950	—	5,950
北海道千歳市	28,942	—	28,942
北海道登別市	65,590	1,771	67,361
北海道恵庭市	4,547	—	4,547

市町村名	既交付決定額	今回交付決定（増減）額	合計額
北海道伊達市	2,051	—	2,051
北海道八雲町	23,396	—	23,396
北海道長万部町	37,920	—	37,920
北海道余市町	264	4,708	4,972
北海道豊浦町	44,708	—	44,708
北海道白老町	162,125	—	162,125
北海道洞爺湖町	251,454	—	251,454
北海道むかわ町	207,641	—	207,641
北海道平取町	232,980	—	232,980
北海道新冠町	5,417	—	5,417
北海道浦河町	24,802	—	24,802
北海道様似町	21,096	1,068	22,164
北海道えりも町	—	16,082	16,082
北海道新ひだか町	78,642	—	78,642
北海道新上士幌町	656	—	656
北海道釧路町	15,085	—	15,085
北海道厚岸町	14,863	—	14,863
北海道弟子屈町	16,241	—	16,241
北海道白糠町	66,712	—	66,712
北海道標津町	50,335	—	50,335
三重県松阪市	2,548	—	2,548
交付決定額計	1,754,375	24,649	1,779,024

(注1) 令和2年度予算は2,000,000千円
このほか令和元年度予算の繰越額が267,156千円あり、
執行可能額は合わせて2,267,156千円

(注2) 今後の予定
12月下旬に第5回の交付決定を予定

令和2年度第4回 アイヌ政策推進交付金交付市町村



＜参照条文＞

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
(平成三十一年法律第十六号)(抄)

(アイヌ施策推進地域計画の認定)

第10条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき(当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して)、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画(以下「アイヌ施策推進地域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 アイヌ施策推進地域計画の目標

二 アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項

イ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

ハ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

ニ 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

ホ その他内閣府令で定める事業

三 計画期間

四 その他内閣府令で定める事項

3 (略)

4 第二項第二号(二を除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第一項に規定する国有林野をいう。第十六条第一項において同じ。)において採取する事業に関する事項を記載することができる。

5 前項に定めるもののほか、第二項第二号(二を除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法(以下この項において「儀式等」という。)の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第三項に規定する内水面をいう。)において採捕する事業(以下この条及び第十七条において「内水面さけ採捕事業」という。)に関する事項を記載することができる。この場合においては、内水面さけ採捕事業ごとに、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を記載するものとする。

6 前二項に定めるもののほか、第二項第二号(ハに係る部分に限る。)に規定する事業に関する事項には、当該市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業(以下この項及び第十八条において「商品等需要開拓事業」という。)に関する事項を記載することができる。この場合においては、商品等需要開拓事業ごとに、当該商品等需要開拓事業の目標及び実施期間を記載するものとする。

7～8 (略)

9 内閣総理大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、アイヌ施策推進地域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度

寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10～14 (略)

(認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更)

第 11 条 市町村は、前条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第十四項までの規定は、同条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更について準用する。

(交付金の交付等)

第 15 条 国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（第十条第二項第二号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。